

計 画 書

石垣都市計画と畜場の決定（石垣市決定）

都市計画と畜場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	と畜場名			
1	八重山と畜場	石垣市字大浜大道原	約14,800m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 ： 現在のと畜場は昭和49年に設立され、八重山郡民の食肉流通の拠点として大きな役割を果たしてきた。

しかし、築後38年が経過し施設が老朽化していることや、近年屠殺頭数が増大していることなどから、と畜場の機能強化が強く求められているため、既存施設に隣接する土地に新たな食肉センターを建設し、既存施設と併せて活用する。

なお、建築基準法第51条に基づき、と畜場は都市計画においてその位置を決定しなければならないため、両敷地を合わせた区域を「と畜場」として都市計画決定する。